鳥取県告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
尾高淀江線	変更前	米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同	11.0~25.9	123. 0
		字 724 地先まで		
	変更後	米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同	11.0~25.9	123. 0
		字 724 地先まで		
		米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同	7.0~7.1	79. 0
		字 724 地先まで		
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町	6.0~75.3	96. 0
		坂長字上南原 990-2 地先まで		
	変更後	西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町	6.0~75.3	96. 0
		坂長字上南原 990-2地先まで		
		西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町	5.3~7.7	87. 0
		坂長字上南原 990-2地先まで		